

証券コード 6485
2020年6月9日

株 主 各 位

東京都目黒区鷹番二丁目14番4号
前澤給装工業株式会社
代表取締役社長 山本晴紀

第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2頁から3頁に記載の方法により、2020年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
アイビーホール青学会館 3階 ナルド
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第64期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第64期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件 |

以上


- ◎新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されております。感染防止のため、事前に書面またはインターネット等により議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご来場の株主様へのお土産の配布につきましては、取りやめさせていただきますのでご了承ください。
- ◎当日の議事内容につきましては、動画等による配信を予定しております。株主総会終了後準備が整い次第、当社ウェブサイト（<http://www.qso.co.jp/>）に掲載する予定です。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




株主総会にご出席

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2020年6月25日(木曜日)
午前10時




書面(郵送)による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年6月24日(水曜日)
午後5時30分到着分まで



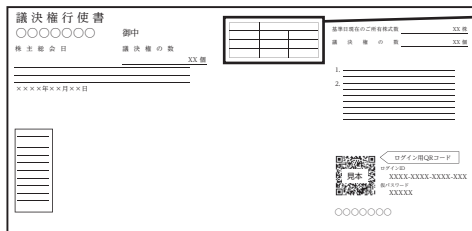
インターネット等による議決権行使

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月24日(水曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 〇〇中

株主総会日 議決権の数

XXXXXXXXXX月XX日

議決権行使者の住所氏名

議決権の数

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

9. _____

10. _____

ログイン照会コード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

個人ID XXXXXXX

〇〇〇〇〇〇〇

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3号議案

- ・賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- ・全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- ・一部の候補者に >> 「賛」の欄に○印
反対する場合をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

「議決権行使書はイメージです」

※なお、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

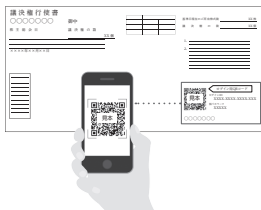
当日ご出席の場合は、郵送(議決権行使書用紙)またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

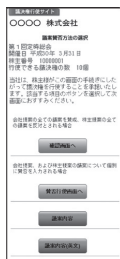
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

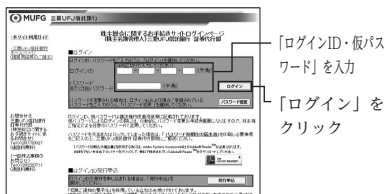
インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

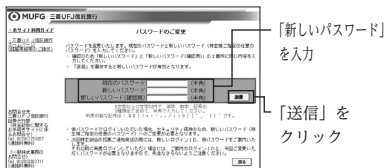
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



- 3 新しいパスワードを登録する



- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「操作画面はイメージです」

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027

(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

(提供書面)

事業報告

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調で推移しましたが、米中貿易摩擦による世界経済の減速の影響を受けて、輸出が弱含み、製造業を中心に弱さが一段と増した状態となるなど、力強さに欠ける状況が続きました。さらに、年明け以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、景気は足下で大幅に下押しされており、厳しい状況となりました。

当社グループの事業に関わる新設住宅着工戸数は、消費増税前の駆け込み需要の反動減から低水準での動きが続き、持家、貸家、分譲とも前年を下回って推移しました。今後、新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の停滞、消費者マインドや雇用・所得環境の悪化から、新設住宅着工戸数が一段と冷え込むことが予想されます。

このような状況下、当社グループは、給水装置事業については、お客さまのニーズに応えた製品の開発・改良に努め安定したシェアを確保するとともに、耐震性の高い製品の販売を展開してまいりました。また、主要原材料である銅価格の高騰や、部品材や副資材の値上り、物流経費等の上昇から、水道用給水装置製品全般の価格改定を実施しました。住宅設備事業については、ハウスメーカーへの営業推進などによる事業規模の拡大を目指してまいりました。また、床暖房など住宅設備事業の強化を図るため、2020年3月に、主に大手ガス会社向けに事業展開を行っている前澤リビング・ソリューションズ株式会社を子会社化しました。

これらの結果、売上高は新設住宅着工戸数の減少から、前期比2.7%減の240億77百万円となりましたが、経常利益は価格改定効果等により、前期比6.0%増の27億22百万円となりました。

当社グループが経営目標と位置付けている売上高経常利益率10%以上については、11.3%となり、目標水準を確保することができました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の当社グループの設備投資額は、6億58百万円であり、その主なものは生産用設備3億11百万円、国内事業所改修工事1億33百万円、生産用金型1億7百万円であります。

なお、当連結会計年度の所要資金は、すべて自己資金で賄いました。

③ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2020年3月31日をもって、前澤リビング・ソリューションズ株式会社の発行済株式の全てを取得し、100%子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 61 期 2017年3月期	第 62 期 2018年3月期	第 63 期 2019年3月期	第 64 期 (当連結会計年度) 2020年3月期
売 上 高(百万円)	23,972	24,764	24,733	24,077
親会社株主に 帰属する当期(百万円)	1,697	1,857	1,739	1,789
純 利 益				
1株当たり当期純利益(円)	141.76	158.42	150.46	157.44
総 資 産(百万円)	38,981	40,064	40,715	41,604
純 資 産(百万円)	31,865	33,073	33,765	34,735
1株当たり純資産額(円)	2,692.69	2,842.89	2,942.83	3,078.98

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Q S O インダストリアル 株 式 会 社	11百万円	100.0%	給水・給湯システムの設計 施工および販売
前澤給装(南昌)有限公司	102百万人民币	100.0%	水道用給水装置の製造
前澤リビング・ソリューシ ョ ンズ 株 式 会 社	310百万円	100.0%	暖房設備部材および環境部 材の開発、設計、製造、販売

(注) 2020年3月31日に前澤リビング・ソリューションズ株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの事業環境につきましては、人口の緩やかな減少に伴い給水装置の新設需要が減少する反面、老朽管の更新や災害に備えた製品の需要は増加が見込まれています。また一方では、新興国における資源エネルギーの消費の高まりから、主要原材料の価格は高水準が続くとともに、人件費や物流コストの上昇もあり、収益面では厳しいものと予想しています。また、新型コロナウイルスの感染拡大による経済への影響が長期化する懸念があります。企業経営を取り巻くリスクは年々高まっており、継続的に企業価値の向上を図っていくため、当社グループは、以下の課題に対処してまいります。

- ① お客様のご要望にお応えした新製品や、災害に強い付加価値の高い製品の開発など、成長分野への資本投下を進めてまいります。
- ② 事業環境のダウンサイドリスクに対処するため、M&Aなども活用しながら事業規模の拡大を図ってまいります。
- ③ 効率的な生産体制や物流体制の構築により、主要原材料価格の変動に左右されにくい、強固な収益基盤を確立してまいります。
- ④ さまざまなリスクに備えるため、リスク管理体制を整備し、内部統制システムを適切に運用してまいります。
- ⑤ 適時適切な情報開示や、コンプライアンスの遵守を通じ、経営の健全化・透明性を確保し、企業価値の向上に努めてまいります。
- ⑥ ライフラインの一翼を担う企業として、社会的使命を果たすため、災害時などにおける支援には、積極的に参画してまいります。
- ⑦ 今般の新型コロナウイルス感染拡大に当たり、当社グループでは社員と社員の家族および関係者の生命・生活を守ることを目的に「緊急対策本部」を設置し、感染予防策の徹底やテレワークなどの実施による感染リスクの低減を図っております。現時点では事業活動に甚大な影響は出ておりませんが、働き方改革や人材の多様化の促進により、その影響を最小限にとどめ、会社の持続的発展につなげてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

セグメント	主要な製品等
給水装置事業	サドル付分水栓、継手、止水栓等バルブ類、水道メータ等の水道用給水装置製品の製造販売
住宅設備事業	給水・給湯用、暖房用等の樹脂管、樹脂管用継手、給水・給湯システムおよび関連部材等の製造販売
商品販売事業	製品に関連した仕入商品の販売
その他	連結子会社3社（QSOインダストリアル株式会社、前澤給装(南昌)有限公司、前澤リビング・ソリューションズ株式会社）給水・給湯システムの設計施工および販売、水道用給水装置の製造、暖房設備部材および住環境部材の開発、設計、製造、販売

(6) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

前澤給装工業株式会社

本社 東京都目黒区

営業所等	北海道	(北海道札幌市)	新潟	(新潟県新潟市)
	釧路	(北海道釧路市)	長野	(長野県松本市)
	青森	(青森県青森市)	北陸	(石川県金沢市)
	秋田	(秋田県秋田市)	名古屋	(愛知県名古屋市)
	仙台	(宮城県仙台市)	京都	(京都府京都市)
	福島	(福島県郡山市)	大阪	(大阪府大阪市)
	茨城	(茨城県土浦市)	岡山	(岡山県岡山市)
	栃木	(栃木県宇都宮市)	広島	(広島県広島市)
	群馬	(群馬県前橋市)	四国	(愛媛県松山市)
	埼玉	(埼玉県さいたま市)	九州	(福岡県福岡市)
	千葉	(千葉県千葉市)	熊本	(熊本県熊本市)
	東京	(東京都目黒区)	鹿児島	(鹿児島県鹿児島市)
	東京西	(東京都羽村市)	メータ営業部	(東京都目黒区)
	横浜	(神奈川県横浜市)	リビング営業部	(東京都目黒区)
	静岡	(静岡県静岡市)	住宅設備営業部	(東京都目黒区)
工場	福島工場	(福島県本宮市)		
物流	福島物流センター	(福島県本宮市)		
	埼玉物流センター	(埼玉県幸手市)		
	大阪物流センター	(大阪府大阪市)		
	九州物流センター	(福岡県糟屋郡)		

QSOインダストリアル株式会社（連結子会社）

本社 神奈川県横浜市

前澤給装（南昌）有限公司（連結子会社）

本社 中国江西省南昌市

前澤リビング・ソリューションズ株式会社（連結子会社）

本社 東京都目黒区

(7) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
520名	39名増加

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、嘱託、パートタイマーは含まれておりません。

2. 使用人数には、当社への出向者2名を含んでおります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
366名	4名減少	41.4歳	17.3年

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、嘱託、パートタイマーは含まれておりません。

2. 使用人数には、当社への出向者1名を含んでおります。

(8) 主要な借入先（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 47,000,000株
- ② 発行済株式の総数 12,000,000株(自己株式718,544株を含む)
- ③ 株主数 7,361名
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
前澤工業株式会社	624	5.53
前澤化成工業株式会社	624	5.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	612	5.43
株式会社りそな銀行	420	3.72
株式会社三井住友銀行	420	3.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	366	3.25
日本生命保険相互会社	366	3.24
重田康光	336	2.99
前澤給装工業従業員持株会	335	2.98
第一生命保険株式会社	288	2.55

- (注) 1. 当社は自己株式718,544株を保有しておりますが、上記大株主(上位10名)から除いております。
2. 持株比率は自己株式(718,544株)を控除して計算しております。
3. 2019年4月3日付で、ブランドス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピーより、当社株式に係る大量保有報告書(変更報告書)が開東財務局長に提出されております。当該報告書において、2019年3月29日現在で同社が626千株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	山 本 晴 紀	前澤給装（南昌）有限公司董事長
取 締 役	谷 合 祐 一	営業部門担当 給水装置営業統括部長
取 締 役	村 田 秀 明	生産部門担当 製造統括部長（福島工場長）
取 締 役	前 田 近	企画部門担当 企画統括部長 前澤給装（南昌）有限公司董事 前澤リビング・ソリューションズ株式会社監査役
取 締 役	杉 本 博 司	営業部門担当 住宅設備営業統括部長 前澤リビング・ソリューションズ株式会社取締役
取 締 役	谷 口 陽 一 郎	管理部門担当 管理統括部長兼経理部長 QSOインダストリアル株式会社監査役 前澤リビング・ソリューションズ株式会社取締役
取 締 役	幣 原 廣	弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所 代表社員弁護士 タマホーム株式会社 社外監査役 中外鉱業株式会社 社外監査役 日本郵便株式会社 社外監査役
取 締 役	吉 川 彰 宏	
常 勤 監 査 役	檀 原 由 樹	
監 査 役	菅 納 敏 恭	菅納会計事務所代表 税理士
監 査 役	金 森 亨	

(注) 1. 取締役幣原廣氏および吉川彰宏氏は、社外取締役であります。

2. 監査役菅納敏恭氏および金森亨氏は、社外監査役であります。

3. 当社は、取締役幣原廣氏および吉川彰宏氏ならびに監査役菅納敏恭氏および金森亨氏の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 監査役菅納敏恭氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役金森亨氏は金融機関における長年の経験があり財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

(1) 2019年6月26日開催の第63期定時株主総会において、新たに杉本博司氏および谷口陽一郎氏の両氏が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

(2) 2019年6月26日開催の第63期定時株主総会において、新たに檀原由樹（同総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任）および金森亨の両氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

(3) 2019年6月26日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって、取締役堀俊也ならびに監査役大岡伊左生、北村孝および藤田博の各氏は、任期満了により退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役とは、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	員 数 (名)	報酬等の額(百万円)
取 締 役 (うち社外取締役)	10 (2)	173 (10)
監 査 役 (うち社外監査役)	6 (3)	20 (8)
合 計 (うち社外役員)	16 (5)	194 (19)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の第51期定時株主総会において年額285百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 取締役の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
 当事業年度における役員賞与引当金の繰入額
 取締役：6名 55百万円
 4. 監査役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の第51期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
 5. 当事業年度末現在の取締役は8名（うち社外取締役は2名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。
 6. 当社は、2007年5月14日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を同年6月27日開催の第51期定時株主総会終結の時をもって廃止する旨を決議いたしました。これに伴い、当社は、同定時株主総会終結の時に在任する取締役に対し、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを同定時株主総会で決議しております。これに基づき、上記報酬の他、当事業年度中に退任した取締役1名に対し1百万円の退職慰労金を支給しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役幣原 廣氏は、弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所の代表社員弁護士であり、タマホーム株式会社、中外鉱業株式会社および日本郵便株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

監査役菅納敏恭氏は、菅納会計事務所の代表者であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役 幣 原 廣	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。
取締役 吉 川 彰 宏	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回全てに出席し、行政、大学教授経験者としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。
監査役 菅 納 敏 恭	当事業年度に開催された取締役会13回全てに、監査役会11回全てに出席し、税理士としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。
監査役 金 森 亨	当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会11回のうち、監査役就任後に開催された取締役会10回全てに、監査役会7回全てに出席し、金融および企業経営経験者としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、前澤給装(南昌)有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会「会計監査人との連携に関する実務指針」および「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ監査役会が定めた「会計監査人の選定および評価基準」に基づき監査計画の内容および監査報酬見積りの算出根拠等を確認、検討した結果、監査報酬等の額は適切であると判断致しました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条第1項各号に掲げるいずれかの事由が発生し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合は、監査役の全員の同意により会計監査人を解任することができます。また、法定解任事由に該当する事実がある場合のほか、会計監査人の独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適正な監査を期待できる会計監査人の選任が適切と判断した場合は、株主総会に提出される会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

(4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

① 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

イ. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (a) コンプライアンス経営の更なる強化を図るため、コンプライアンス管理規程、行動規範に従い、当社および当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役および従業員等がコンプライアンス・プログラムを実践する。
- (b) コンプライアンス・プログラムを推進する組織として、コンプライアンス推進委員会を設置し、部署ごとに任命されたコンプライアンス推進委員により社内教育を実施する。また、コンプライアンス違反等に関する通報の仕組みとして内部通報制度(ホットライン)を設置、運用する。
- (c) コンプライアンス・プログラムにおいて、反社会的勢力排除に向けた取り組みとして、コンプライアンス行動規範に、「反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する。トラブル等が発生した場合は企業をあげて立ち向かう。」と記す。

また、反社会的勢力排除のため、社内専門部署および責任者を定め、所轄警察署および顧問弁護士等の外部専門機関と連携を取り、情報の共有化を図る。更に、反社会的勢力排除に向けた連絡協議会への参加、全社員へのコンプライアンス行動規範の配布、社内教育の実践等により、反社会的勢力を排除する体制を整備する。

- (d) コンプライアンスを統括・管理する部署は、当社グループのコンプライアンス推進の体制を整備するとともに、コンプライアンスの実施状況について必要に応じ取締役会に報告する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (a) 文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電子文書（以下、「文書等」という。）に記録、保存し管理する。
- (b) 取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できる。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 情報セキュリティ管理規程において取締役および従業員等の情報セキュリティに関する行動規範を定め、当社が保有する全ての情報資産について、ITを利用する場合を含め、高いセキュリティレベルを確保する。

- (b) リスクマネジメント基本規程に従い、平時において重要なリスクの抽出、リスク軽減策の策定および実施等を行う。
- (c) 危機管理マニュアルを整備し、有事においては災害等重大かつ緊急な事態が発生したときは、これに従い全社で対応し、事業の継続を確保するものとする。
- (d) リスクを統括・管理する部署は、当社グループのリスクを統合的に管理し、リスク管理体制の整備・強化を図る。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役会は、取締役および従業員等が共有する全社的な目標（経営方針）を定め、部門担当取締役および各部署長はその目標達成のために各部門目標（部門方針）および各部署目標（部署方針）を定める。
- (b) 内部牽制機能を確立するため、各部門の機能および分担を明確にし適正かつ効率的に職務が行われる体制とする。
- (c) 情報システムの利用を通じて、当社グループの取締役および従業員等の適切な情報伝達と意思疎通を推進する。

ホ. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社子会社においては、当社（または当社監査役）からの求めに応じ、内部監査部署による監査（または監査役監査）を受入れ、その報告を行う。
- (b) 子会社管理を統括する部署は、当社子会社の状況に応じて必要な管理を行う。また当社の指針や方針等の周知徹底を図る。
- (c) 一般に公正妥当と認められた企業会計基準に従い経営実態に即した会計処理を行うための体制を整備し運用を図り、その有効性を評価することにより業務プロセスの適正を確保し、もって当社グループの財務報告に係る信頼性を確保する。

ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

- (a) 現在、監査役の職務を補助する使用人は任命していないが、監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くものとする。また、補助使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとする。

(b) 補助使用人の人事異動、人事評価等については、監査役の事前同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

ト. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 当社グループの取締役および従業員等は、職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する事実を発見したとき、会社に損害を与える事態が発生または発生することが予想される場合は、所管部署を通じてリスクを統括・管理する部署に報告し、重要な事項については当該部署の責任者が監査役に報告する体制とする。
- (b) 監査役が必要と判断したときは、いつでも当社グループの取締役および従業員等に対して報告を求めることができる。
- (c) 当該報告を行った者が、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

チ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社グループの取締役および従業員等は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- (b) 代表取締役は、定期的に監査役との意見交換等を行い、適切な意思疎通を図り、効果的な監査業務が遂行できる体制を確保する。
- (c) 監査役の職務の執行について生じる費用の処理は、監査役の請求に従い、速やかに行うものとする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

イ. コンプライアンスに関する状況

コンプライアンス推進委員会が策定したコンプライアンス・プログラムに従い、子会社を含む各部署のコンプライアンス推進委員会を中心とした研修や各種ツールを活用した社員教育等を実施しております。また、内部通報制度の社内規程に従った適正な運用、反社会的勢力排除のための不当要求防止責任者の管理などの取組みを行っております。なお、その結果につきましては取締役会へ報告しております。

ロ. リスク管理に関する状況

事業企画部が中心となり、リスクマネジメント基本規程に従い、新たなリスクの洗い出し、抽出されたリスクへの対策およびその進捗について定期的に把

握・検証し、必要に応じて是正するなどの対応を行っております。また、その状況を取締役会へ報告しております。

ハ. 内部監査および監査役監査の状況

内部監査は、各部門から独立した監査部が担当しており、各部門の業務、経理、コンプライアンス等の内部監査を、子会社を含め定期的を実施しております。監査部は、監査結果により改善すべき点があれば、被監査部署へ改善状況の報告を求めるなど、内部管理体制の継続的な向上に資する役割を果たすとともに、監査役および会計監査人との相互連携に努め、情報交換等を通じて監査の効率性を高めております。

監査役監査は、監査役会が定めた基準に拠り、各監査役が実施しております。また、監査役は、取締役会をはじめとする重要会議への出席の他、取締役、会計監査人および監査部と定期的に面談または情報交換等を行うことにより、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備・運用状況等の確認を行っております。

(5) 会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付行為がなされる場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかし、大量買付行為のなかには、その目的等から見て当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白なものもないとは言えません。

当社の企業価値、会社の利益ひいては株主共同の利益は、

イ. 「ものづくり」に関する数々の独自ノウハウ

ロ. 独自の生産管理システム

ハ. 全国の水道事業体・管材商社・水道工事業者との信頼関係に基づくブランド力

ニ. 製販一体化による顧客ニーズへの対応力

ならびに事業の担い手を構成する全体としての従業員により生み出されるものであり、仕入・販売のお取引先など、すべてのステークホルダーのご理解やご協力のうえで形付けられるものであります。このような当社の企業価値を構成する様々な要素への理解なくして、当社の企業価値、会社の利益ひいては株主共同の利益が維持・向上されることは困難であると考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの内容の概要

日本の総人口の減少と東日本大震災の経験という、水道をとりまく状況の大きな変化をうけ、2013年3月に厚生労働省より公表された「新水道ビジョン」では、これまで国民の生活や経済活動を支えてきた水道の恩恵をこれからも享受できるよう、今から50年後、100年後の将来を見据えた水道の理想像が明示されております。

当社では、この「新水道ビジョン」の基本理念を共有し、水道の理想像具現化の一翼を担うべく、時代や環境の変化に的確に対応した企業価値向上のための取組みを推し進めてまいります。

イ. 中長期的な企業価値向上のための取組み

当社の事業内容は、景気変動の影響を受けやすい新設住宅着工、公共工事関連に依拠する部分が多く見通しが大きく変動しやすいため、中期経営計画の公表は行っておりませんが、従来より、

- ・効率的な生産体制の構築
- ・物流効率化による配送コストの削減
- ・成長分野への営業強化と開発投資

を中心に中長期の施策を行ってきており、今後も「売上高経常利益率10%以上」を目標として、その確実な実現に向け取り組んでまいります。

ロ. 不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

2009年6月25日開催の第53期定時株主総会において、不適切な支配の防止のため、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）を株主の皆様のご承認を得て導入し、その後継続する旨の承認決議を重ね、直近では2017年6月28日開催の第61期定時株主総会において、その継続のご承認をいただいております。

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場

合や、かかる手続に従った場合であっても、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を明らかに害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権の無償割当の方法（会社法第277条以下に規定されています。）により、当社取締役会が定める一定の日における株主に対して新株予約権を無償で割り当てるものです。

ハ. 本プランの合理性

- (a) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していると考えられること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、また株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係わる諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは2008年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

- (b) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること

本プランは、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、株主の皆様が当社株式を継続保有するか否かを適切に判断するために、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な時間や情報を確保すること、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保または向上することを目的として導入されたものです。

- (c) 株主意思を重視するものであること

本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランは継続だけでなく廃止についても、株主の皆様のご意思が反映されることになっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の実施または不実施の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。従って、当該発動条件に従った対抗措置の実施は、株主の皆様のご意思が反映

されたものとなります。

(d) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は当社の社外取締役および社外監査役ならびに社外有識者により構成されます。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様等に情報開示を行うこととされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の実現に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(e) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する仕組みを確保しております。

(f) 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、大量買付者が出現した場合、当社取締役会および独立委員会が、当社の費用で、独立した第三者の助言を得ることが出来ることとされています。これにより、当社取締役会および独立委員会による判断の公正性および客観性がより強く担保される仕組みが確保されています。

(g) デッド・ハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することが出来ることとしており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない、いわゆるデッド・ハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は取締役任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、その発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスロー・ハンド型買収防衛策でもありません。

なお、本プランの詳細に関しましては、当社ウェブサイト (<http://www.qso.co.jp/corporate/baisyu>) に掲載しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	27,974	流動負債	6,057
現金及び預金	12,649	買掛金	4,007
受取手形及び売掛金	4,842	電子記録債務	104
電子記録債権	4,526	未払法人税等	531
有価証券	100	賞与引当金	194
商品及び製品	4,616	役員賞与引当金	55
仕掛品	85	その他	1,163
原材料及び貯蔵品	1,023	固定負債	811
その他	128	退職給付に係る負債	715
固定資産	13,630	資産除去債務	4
有形固定資産	7,817	その他	91
建物及び構築物	2,173	負債合計	6,869
機械装置及び運搬具	745		
土地	4,622	純資産の部	
建設仮勘定	14	株主資本	33,965
その他	260	資本金	3,358
無形固定資産	922	資本剰余金	3,711
ソフトウェア	535	利益剰余金	28,193
のれん	364	自己株式	△1,298
その他	22	その他の包括利益累計額	769
投資その他の資産	4,889	その他有価証券評価差額金	759
投資有価証券	3,019	為替換算調整勘定	74
長期貸付金	6	退職給付に係る調整累計額	△64
保険積立金	1,385	純資産合計	34,735
退職給付に係る資産	77		
繰延税金資産	250	負債・純資産合計	41,604
その他	153		
貸倒引当金	△3		
資産合計	41,604		

連結損益計算書

(自 2019年 4月 1日)
(至 2020年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		24,077
売 上 原 価		16,355
売 上 総 利 益		7,721
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,059
営 業 利 益		2,662
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	18	
受 取 配 当 金	58	
保 険 解 約 返 戻 金	17	
受 取 派 遣 料	15	
そ の 他	21	132
営 業 外 費 用		
売 上 割 引	34	
為 替 差 損	7	
保 険 解 約 損	30	
そ の 他	0	72
経 常 利 益		2,722
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	0
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	23	
災 害 に よ る 損 失	46	70
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,652
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	871	
法 人 税 等 調 整 額	△9	862
当 期 純 利 益		1,789
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,789

連結株主資本等変動計算書

（自 2019年4月1日）
（至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,358	3,711	26,826	△914	32,982
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△422		△422
親会社株主に帰属する当期純利益			1,789		1,789
自己株式の取得				△383	△383
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	-	-	1,366	△383	983
当連結会計年度末残高	3,358	3,711	28,193	△1,298	33,965

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 利 益 包 括 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	759	118	△94	783	33,765
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△422
親会社株主に帰属する当期純利益					1,789
自己株式の取得					△383
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	0	△43	29	△13	△13
当連結会計年度変動額合計	0	△43	29	△13	969
当連結会計年度末残高	759	74	△64	769	34,735

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・主要な連結子会社の名称 QSOインダストリアル株式会社
前澤給装（南昌）有限公司
前澤リビング・ソリューションズ株式会社

上記のうち、前澤リビング・ソリューションズ株式会社については、株式取得により、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

- ・該当会社はありません。

③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

- ・該当会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・該当会社はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

- ・該当会社はありません。

③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況

- ・該当会社はありません。

④ 持分法適用手続きに関する特記事項

- ・該当会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち前澤給装（南昌）有限公司については、12月31日が決算日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、当該会社の決算日の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

QSOインダストリアル株式会社および前澤リビング・ソリューションズ株式会社の決算日と連結決算日は一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. 満期保有目的の債券 償却原価法

ロ. その他有価証券

- ・時価のあるもの
- ・時価のないもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
移動平均法に基づく原価法

ハ. たな卸資産

- ・商品、製品、原材料
- ・仕掛品

主として月別総平均法に基づく原価法
なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。
主としてロット単位の個別法に基づく原価法
なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（当社及び国内連結子会社）

建物及び構築物については定率法及び定額法を、その他については定率法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

（在外連結子会社）

所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。

ロ. 無形固定資産

（当社及び国内連結子会社）

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（５年）による定額法を採用しております。

（在外連結子会社）

所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、その他の金銭債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与に備えるため、将来支給する金額のうち当連結会計年度の負担額を当連結会計年度の費用に計上したものであり、支給見込額に基づいて計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額の当連結会計年度の期間負担額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

16,358百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

特別損失に計上している災害による損失は、2019年10月に発生した「令和元年東日本台風」の影響による損失であり、建物の現状回復費用等であります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	12,000千株	－千株	－千株	12,000千株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	526千株	192千株	－千株	718千株

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得192千株によるものです。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2019年6月26日開催の第63期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	229百万円
・1株当たり配当額	20円
・基準日	2019年3月31日
・効力発生日	2019年6月27日

ロ. 2019年11月8日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	193百万円
・1株当たり配当額	17円
・基準日	2019年9月30日
・効力発生日	2019年12月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの
2020年6月25日開催の第64期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	259百万円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	23円
・基準日	2020年3月31日
・効力発生日	2020年6月26日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、安全性の高い預金等の金融資産で運用しております。なお、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、販売先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、適切に与信限度額を設定し、残高を管理しております。また、回収状況の継続的なモニタリング、与信限度額の定期的な見直しなどを行い、業況等の悪化による回収懸念先の早期把握により当該信用リスクの軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、業務上の関係を有する取引先企業の株式が主であります。市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握する体制としております。また、投資有価証券の保有については継続的に見直しを行っております。

買掛金及び電子記録債務は、流動性リスクに晒されております。当該リスクに関しては、流動性預金の確保により、リスクを軽減しております。また、連結海外子会社は、当社以外に販売先がないことから信用リスクはありませんが、原材料等の輸入に伴う為替の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、同じ外貨建て預金残高の範囲内に買掛金残高があるため、相殺状況にあります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	12,649	12,649	－
(2) 受取手形及び売掛金	4,842	4,842	－
(3) 電子記録債権	4,526	4,526	－
(4) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	1,049	1,048	△1
② その他有価証券	1,817	1,817	－
資産計	24,886	24,885	△1
(1) 買掛金	4,007	4,007	－
(2) 電子記録債務	104	104	－
(3) 未払法人税等	531	531	－
(4) その他流動負債（未払金）	1,028	1,028	－
負債計	5,672	5,672	－

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらの時価は、全て短期であるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 電子記録債権

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 買掛金

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 電子記録債務

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未払法人税等

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) その他流動負債（未払金）

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	252

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券及び投資有価証券②その他有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 3,078円98銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 157円44銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	25,872	流動負債	5,971
現金及び預金	11,572	買掛金	4,040
受取手形	1,840	電子記録債務	76
売掛金	2,879	未払金	1,019
電子記録債権	4,544	未払費用	56
有価証券	100	未払法人税等	512
商品及び製品	3,913	預り金	18
仕掛品	62	前受収益	0
原材料及び貯蔵品	840	流動リース債務	1
前払費用	48	賞与引当金	190
その他	70	役員賞与引当金	55
固定資産	15,167	固定負債	636
有形固定資産	7,228	退職給付引当金	613
建物	1,952	資産除去債務	4
構築物	34	固定リース債務	5
機械及び装置	584	その他	12
車輛及び運搬具	0	負債合計	6,607
工具、器具及び備品	150	純資産の部	
土地	4,492	株主資本	33,673
建設仮勘定	14	資本金	3,358
無形固定資産	241	資本剰余金	3,711
ソフトウェア	238	資本準備金	3,711
その他	2	利益剰余金	27,902
投資その他の資産	7,697	利益準備金	839
投資有価証券	3,016	その他利益剰余金	27,062
関係会社株式	1,682	別途積立金	21,000
関係会社出資金	1,500	繰越利益剰余金	6,062
従業員長期貸付金	6	自己株式	△1,298
長期前払費用	19	評価・換算差額等	758
繰延税金資産	31	その他有価証券評価差額金	758
保険積立金	1,358	純資産合計	34,432
その他	87	負債・純資産合計	41,040
貸倒引当金	△3		
資産合計	41,040		

損益計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		23,562
売 上 原 価		16,148
売 上 総 利 益		7,414
販売費及び一般管理費		4,784
営 業 利 益		2,629
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	72	
受 取 派 遣 料	33	
そ の 他	21	127
営 業 外 費 用		
売 上 割 引	33	
保 険 解 約 損	30	
そ の 他	0	64
経 常 利 益		2,692
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	23	
災 害 に よ る 損 失	46	69
税 引 前 当 期 純 利 益		2,622
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	835	
法 人 税 等 調 整 額	△2	833
当 期 純 利 益		1,789

株主資本等変動計算書

(自 2019年 4月 1日)
(至 2020年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計
	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金						
	資本金	資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金 別途繰越利益剰余金	繰越利益剰余金	利益剰余金計			
当期首残高	3,358	3,711	3,711	839	21,000	4,695	26,535	△914	32,690	
当期変動額										
剰余金の配当						△422	△422		△422	
当期純利益						1,789	1,789		1,789	
自己株式の取								△383	△383	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	1,366	1,366	△383	982	
当期末残高	3,358	3,711	3,711	839	21,000	6,062	27,902	△1,298	33,673	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	758	758	33,449
当期変動額			
剰余金の配当			△422
当期純利益			1,789
自己株式の取			△383
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	983
当期末残高	758	758	34,432

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------|---|
| ① 満期保有目的の債券 | 償却原価法 |
| ② 子会社株式・出資金 | 移動平均法に基づく原価法 |
| ③ その他有価証券 | |
| ・ 時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 時価のないもの | 移動平均法に基づく原価法 |
| ④ たな卸資産 | |
| ・ 商品、製品、原材料 | 月別総平均法に基づく原価法
なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。 |
| ・ 仕掛品 | ロット単位の個別法に基づく原価法
なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------|--|
| ① 有形固定資産 | 建物及び構築物については定率法及び定額法を、その他については定率法を採用しております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 |
| ② 無形固定資産 | 定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。 |

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、その他の金銭債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与に備えるため、将来支給する金額のうち当事業年度の負担額を当事業年度の費用に計上したものであり、支給見込額に基づいて計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額の当事業年度の期間負担額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

また、過去勤務費用は、発生事業年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、それぞれ発生年度の翌事業年度から各事業年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分額を費用処理しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	14,991百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	105百万円
短期金銭債務	143百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	251百万円
仕入高	1,425百万円
販売費及び一般管理費	33百万円
営業外取引による取引高	
受取配当金	13百万円
受取派遣料	17百万円

- (2) 特別損失に計上している災害による損失は、2019年10月に発生した「令和元年東日本台風」の影響による損失であり、建物の現状回復費用等であります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	526千株	192千株	一千株	718千株

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得192千株によるものです。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
役員賞与引当金	16百万円
賞与引当金	57百万円
未払事業税	31百万円
未払社会保険料	8百万円
たな卸資産評価損	10百万円
退職給付引当金	185百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	1百万円
会員権評価損	9百万円
子会社株式評価損	34百万円
その他有価証券評価差額金	2百万円
その他	39百万円
繰延税金資産小計	398百万円
評価性引当額	△34百万円
繰延税金資産合計	363百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	332百万円
その他	0百万円
繰延税金負債合計	332百万円
繰延税金資産の純額	31百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

内容の重要性が乏しく、また契約一件当たりの金額が少額のため、記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,052円15銭
(2) 1株当たり当期純利益	157円42銭

8. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2020年3月31日開催の取締役会において、連結子会社である前澤リビング・ソリューションズ株式会社に対して運転資金の貸付を行うことを目的に、1,000百万円を極度額として貸付を行うことを決議し、2020年4月1日で実行しております。

1. 資金の使途 運転資金に充当するため
2. 貸付金額 1,000百万円
3. 貸付日 2020年4月1日
4. 返済日 2021年3月31日
5. 利率 1.00%

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

前澤給装工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	富永	淳浩	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	今井	仁子	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、前澤給装工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前澤給装工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適

正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

前澤給装工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	富永	淳浩	Ⓗ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	今井	仁子	Ⓗ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、前澤給装工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これに

は、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であ

るかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社からの事業の報告や重要な決裁書類等を閲覧いたしました。さらに内部監査部門からは、子会社を含む監査の結果について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

該当事項はありません。

2020年5月25日

前澤給装工業株式会社	監査役会
常勤監査役	檀原 由樹 ㊟
社外監査役	菅納 敏恭 ㊟
社外監査役	金森 亨 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要施策と位置づけ、安定した配当還元を維持しつつ、利益成長機会とのバランスや資本の効率性を踏まえた機動的な自己株式取得等の実施により、中長期的に株主還元の強化を目指すことを基本方針としております。

このような方針の下、期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案して、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき23円（普通配当20円、特別配当3円）

総額259,473,488円

これにより、当期の年間配当金につきましては、中間配当金1株につき17円と合わせまして、1株につき40円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における 地位および担当等
1	やまもと はる き 【再任】 山 本 晴 紀	代表取締役社長
2	たに あい ゆう いち 【再任】 谷 合 祐 一	取締役営業部門担当 給水装置営業統括部長
3	むら た ひで あき 【再任】 村 田 秀 明	取締役生産部門担当 製造統括部長 (福島工場長)
4	まえ だ ちかし 【再任】 前 田 近	取締役企画部門担当 企画統括部長
5	すぎ もと ひろ し 【再任】 杉 本 博 司	取締役営業部門担当 住宅設備営業統括部長
6	たに ぐち よういちろう 【再任】 谷 口 陽一郎	取締役管理部門担当 管理統括部長兼経理 部長
7	よし かわ あき ひろ 【再任】 【社外取締役候補者】 吉 川 彰 宏	社外取締役
8	いい じま やす お 【新任】 【社外取締役候補者】 飯 島 康 夫	

候補者番号	氏名 (生年月日) 参考情報	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	<p>【再任】 やま もと はる き 山本晴紀 (1954年4月7日) 在任期間：13年 取締役会出席状況： 13回/13回 (出席率100%)</p>	<p>1977年4月 当社入社 2002年5月 福島製造第一部長 2004年6月 執行役員生産本部福島工場長 2006年6月 上席執行役員生産本部福島工場長兼購買部長 2007年6月 取締役執行役員生産本部福島工場長兼購買部長兼庶務部長 2010年6月 常務取締役生産本部長兼開発部長 2013年12月 代表取締役社長生産本部長兼開発部長 2014年7月 代表取締役社長営業部門、生産部門担当 2015年4月 代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 前澤給装（南昌）有限公司董事長</p>	39,600株
<p>【取締役候補者とした理由】 山本晴紀氏は、当社において主要な営業拠点の責任者等営業部門で様々な経験を積んだ後、製造部長や工場長、2007年からは取締役として生産部門の要職を歴任し、2013年の代表取締役社長就任後は、当社の経営を主導する重責を担っております。取締役会は、それらの豊富な経験と実績から、引き続き当社の経営を牽引し、持続的な成長と企業価値向上の実現のために最適な人材であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日) 参考情報	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	<p>【再任】 谷 合 祐 一 (1958年8月23日) 在任期間：10年 取締役会出席状況： 13回/13回 (出席率100%)</p>	<p>1987年3月 当社入社 1996年2月 広島営業所長 2003年4月 東京営業所長 2006年6月 執行役員営業本部東京営業所長 2010年6月 取締役執行役員営業本部副本部長 (東京駐在)兼東京営業所長 2014年7月 取締役執行役員東日本営業部長兼 首都圏支店長兼営業支援部長 2015年4月 取締役第一営業部門、第三営業 部門担当 首都圏支店長兼営業支 援部長 2015年6月 取締役第一営業部門、第三営業 部門担当兼営業支援部長 2016年6月 取締役営業部門担当給水装置営 業統括部長(現任)</p>	14,900株
<p>【取締役候補者とした理由】 谷合祐一氏は、当社において主として営業部門の要職を歴任し、2010年から取締役営業本部副本部長、2016年からは取締役営業部門担当給水装置営業統括部長として当社営業部門の給水装置事業を統括しております。取締役会は、それらの豊富な経験と実績から、引き続き当社の持続的な成長と企業価値向上の実現のために必要な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			
3	<p>【再任】 村 田 秀 明 (1956年7月21日) 在任期間：10年 取締役会出席状況： 13回/13回 (出席率100%)</p>	<p>1994年3月 当社入社 2002年5月 技術開発部長 2004年8月 生産本部技術部長 2006年6月 執行役員生産本部生産技術部長 2010年6月 取締役執行役員生産本部福島工 場長兼生産技術部長 2014年7月 取締役執行役員福島工場長兼開 発部長 2015年4月 取締役生産部門担当 2016年6月 取締役生産部門担当製造統括部 長(福島工場長)(現任)</p>	14,800株
<p>【取締役候補者とした理由】 村田秀明氏は、当社において主として技術開発分野の要職を歴任し、2010年から取締役生産本部福島工場長、2015年からは生産部門担当取締役として当社の生産部門を統括しております。取締役会は、それらの豊富な経験と実績から、引き続き当社の持続的な成長と企業価値向上の実現のために必要な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日) 参考情報	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	<p>【再任】 前田 近 (1954年10月20日) 在任期間：5年 取締役会出席状況： 13回/13回 (出席率100%)</p>	<p>1979年4月 株式会社協和銀行（現 株式会社りそな銀行） 入行 2007年8月 当社入社 2007年8月 経営管理本部経理部長 2009年6月 執行役員経営管理本部経理部長 2015年6月 取締役経営管理部門担当 2016年6月 取締役経営管理部門担当経営管理統括部長 2017年4月 取締役企画部門担当企画統括部長（現任） (重要な兼職の状況) 前澤給装（南昌）有限公司董事 前澤リビング・ソリューションズ株式会社監査役</p>	6,500株
<p>【取締役候補者とした理由】 前田近氏は、金融機関で培った経験や知見を活かし経理部長として長年にわたり当社の経理・財務業務に携わり、2015年からは経営管理部門担当取締役として経営企画・経理・人事・総務等の業務を、2017年からは取締役企画部門担当企画統括部長として事業企画等の企画業務を統括しております。取締役会は、それらの豊富な経験と実績から、引き続き当社の持続的な成長と企業価値向上の実現のために必要な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			
5	<p>【再任】 杉本 博司 (1964年6月15日) 在任期間：1年 取締役会出席状況： 10回/10回 (出席率100%)</p>	<p>1989年4月 当社入社 2003年4月 広島営業所長 2010年10月 執行役員営業本部中四国ブロック長 2014年7月 執行役員西日本営業部関西・中四国支店長 2015年10月 経営管理部門経営管理部長 2017年4月 事業企画部長 2019年6月 取締役営業部門担当住宅設備営業統括部長（現任） (重要な兼職の状況) 前澤リビング・ソリューションズ株式会社取締役</p>	2,500株
<p>【取締役候補者とした理由】 杉本博司氏は、当社において主として営業部門の要職を歴任し、2015年から経営管理部長、2019年からは取締役営業部門担当住宅設備営業統括部長として当社営業部門の住宅設備事業を統括しております。取締役会は、それらの豊富な経験と実績から、当社の持続的な成長と企業価値向上の実現への貢献を期待できる人材であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日) 参考情報	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
6	<p>【再任】 谷口陽一郎 (1962年8月5日) 在任期間：1年 取締役会出席状況： 10回/10回 (出席率100%)</p>	<p>1986年4月 株式会社協和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行 株式会社りそな銀行千葉エリア営業第一部長 2013年4月 同行九段支店統括部長（支店長） 2016年4月 青木あすなろ建設株式会社入社 東京建築本店営業第二部営業部長 2016年9月 当社入社 2016年12月 経理部長 2019年6月 取締役管理部門担当管理統括部長兼経理部長（現任） (重要な兼職の状況) Q S O インダストリアル株式会社監査役 前澤リビング・ソリューションズ株式会社取締役</p>	1,500株
<p>【取締役候補者とした理由】</p>			
<p>谷口陽一郎氏は、金融機関等で培った知見やマネジメント経験等を活かし経理部長として当社の経理・財務業務を統率し、2019年からは取締役管理部門担当管理統括部長として管理部門を統括しております。取締役会は、それらの豊富な経験と実績から、当社の持続的な成長と企業価値向上の実現への貢献を期待できる人材であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			
7	<p>【再任】 【社外取締役候補者】 吉川彰宏 (1953年7月3日) 在任期間：2年 取締役会出席状況： 13回/13回 (出席率100%)</p>	<p>1981年4月 東京都豊島区入職 2008年4月 同区子ども家庭部長 2010年4月 同区政策経営部長 2014年4月 帝京平成大学 現代ライフ学部 経営マネジメント学科 教授 (2019年3月退職) 2018年6月 当社社外取締役（現任）</p>	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p>			
<p>吉川彰宏氏は、長年にわたる地方公共団体における行政経験に加え、大学教授としての経験から行政法やまちづくり等の公共経営に関する高い知見を有しております。取締役会は、そのような実績に基づく同氏の専門的・客観的視点からの助言等が、引き続き当社の中長期的な企業価値の向上や取締役会の監督機能強化に活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、過去に直接会社経営に関与したことはありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日) 参考情報	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
8	<p>【新任】</p> <p>【社外取締役候補者】</p> <p>飯島康夫 (1968年6月11日)</p>	<p>2000年4月 弁護士登録</p> <p>2000年4月 紀尾井町法律事務所弁護士(現任)</p> <p>2015年4月 第二東京弁護士会副会長</p> <p>2015年6月 パルスシステム生活協同組合連合会員外監事(非常勤)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>紀尾井町法律事務所弁護士</p> <p>パルスシステム生活協同組合連合会員外監事(非常勤)</p>	一株
	<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>飯島康夫氏は、弁護士としての法務に関する識見に加え、生活協同組合連合会の員外監事としての経験を有しております。取締役会は、それらの経験と実績に基づく同氏の専門的・客観的視点からの助言等が、当社の中長期的な企業価値の向上および取締役会の監督機能向上に活かされるものと判断し、社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏は、過去に直接会社経営に関与したことはありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>		

(注) 1.各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

- 2.各再任候補者の在任期間は取締役就任から本株主総会終結の時までの期間を、取締役会出席状況は当事業年度に開催された取締役会のうち、在任期間中に開催された取締役会に対する出席状況を、それぞれ記載しております。
- 3.当社は、吉川彰宏氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としており、再任が承認された場合には本契約を継続する予定であります。また、飯島康夫氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で、同様の契約を締結する予定であります。
- 4.当社は、吉川彰宏氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、飯島康夫氏につきましても同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第3号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2009年6月25日開催の当社第53期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て導入し、その後継続する旨の承認決議を重ね、直近では2017年6月28日開催の第61期定時株主総会において、その継続のご承認をいただきました（「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「旧プラン」といいます。）の有効期間が、本総会終結の時をもって満了を迎えることから、2020年5月26日開催の取締役会において、買収防衛策をめぐる社会環境等の動向を踏まえ、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上するうえで旧プランの重要性に変わりはないと判断し、本総会における株主の皆様のご承認を条件として旧プランの一部変更を行った上で継続することを決定いたしました。（以下、新たに継続するプランを「本プラン」といいます。）

本プランの継続にあたって、旧プランからの主な変更点は以下のとおりです。

- ①大量買付者（下記Ⅰ.1.に定義されます。以下同じ。）に意向表明書を提出させ、その上で、当社取締役会が大量買付者に対して本必要情報リスト（下記Ⅱ.1.(3)③に定義されます。以下同じ。）を交付し、大量買付者に本必要情報（下記Ⅱ.1.(3)③に定義されます。以下同じ。）を提供していただくことといたしました。
- ②追加的な情報提供の要求は、当社取締役会が大量買付者に対して本必要情報リストを交付した日の翌日より60日以内に行うことといたしました。
- ③本プランによる対抗措置の発動は、いわゆる東京高裁4類型または強圧的二段階買収に該当する大量買付行為（下記Ⅱ.1.(3)①に定める要件に該当する大量買付行為をいいます。以下同じ。）に該当する場合、および、大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行った場合に限られる旨を明確化いたしました。
- ④当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続を遵守した場合において、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると認めるときは、本プランによる対抗措置の実施の是非について、必ず株主総会を招集し、株主の皆様意思を確認することといたしました。

なお、本日現在、当社株式の大量買付行為に関する打診、申し入れ等は一切ありません。また、2020年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙5のとおりであります。

つきましては、本プランのご承認をお願いするものであります。

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等

1. 基本方針の内容について

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上させることを可能とする者である必要があると考えております。

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株式に対する大量買付行為およびこれに類似する行為があった場合でも、当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えておりますので、当社株式について大量買付行為がなされる場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

しかし、大量買付行為のなかには、その目的等から見て対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白なもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものもないとは言えません。そして、当社は、このような不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

当社は、当社株式の適切な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただけるよう、適時・適切な情報開示に努めておりますが、突然に大量買付行為がなされた際には、大量買付行為を行おうとする者（以下、「大量買付者」といいます。）の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかについて、短期間のうちに適切な判断が求められる株主の皆様にとって、大量買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式の継続保有を検討するうえでも、当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響や大量買付者が当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画、各ステークホルダーとの関係についての考え方、あるいは、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、重要な判断材料になるものと考えております。

以上の理由により、当社は、株主の皆様当社株式の大量買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただく機会を提供し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な情報や時間を確保すること、および、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反するような大量買付行為を抑止するため、一定の場合には企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要かつ適切な措置をとることが、株主の皆様から経営を付託される当社取締役会の当然の責務であると考えております。

2. 当社の企業価値の源泉について

当社は、1957年1月の設立以来、半世紀以上にわたり「きれいな水」「安全な水」「おいしい水」をお届けすることを使命に、大切な水を人々の暮らしへとつなぐ給水装置の製造・販売を主な業務として、水道事業発展の一翼を担ってまいりました。

当社の企業価値の源泉は、事業の担い手を構成する全体としての従業員ならびに以下4点の結びつきにより生み出されるものであるといえます。

① 「ものづくり」に関する数々の独自ノウハウ

当社の生産現場では、鋳造、加工、組立、検査、出荷、さらには生産ラインで使用する金型まで自社で管理する一貫生産体制を敷き、徹底した品質管理を行っております。これら各工程での長年の経験や蓄積されたデータから導かれた「ものづくり」に関する独自ノウハウの数々は、当社が送り出す製品の競争力を支えております。

② 独自の生産管理システム

給水装置は使用する環境や条件等で求められる性能が異なります。当社の製品は、ほぼ全国の水道事業体でご採用いただいておりますが、その数は数万点にも上ります。

当社では、精度の高い需要予測を可能にする営業力と多品種少量生産を可能にするフレキシブルな工場稼働体制の組合せによる独自の生産管理システムを確立し、それぞれの製品を、安定供給できる体制を整えております。

③ 全国の水道事業体・管材商社・水道工事業者との信頼関係に基づくブランド力

当社はこれまで安全性、利便性、施工性の向上を目指した給水装置の開発を行い、必要とされる製品を安定的に供給し続けることにより、水道事業に携わる様々な方々から長期にわたり高い信頼を得てまいりました。こうした強固な信頼関係に基づくブランド力は当社の重要な事業基盤となっております。

④ 製販一体化による顧客ニーズへの対応力

当社は、全国に27箇所の営業拠点を設置し、顧客ニーズを的確に捉えるとともに、製品開発から製造・供給までいち早く対応できる体制を整えております。

3. 企業価値向上のための取組み

日本の総人口の減少と東日本大震災の経験という、水道をとりまく状況の大きな変化をうけ、2013年3月に厚生労働省より公表された「新水道ビジョン」では、これまで国民の生活や経済活動を支えてきた水道の恩恵をこれからも享受できるように、今から50年後、100年後の将来を見据えた水道の理想像が明示されております。

当社では、この「新水道ビジョン」の基本理念を共有し、水道の理想像具現化の一翼を担うべく、時代や環境の変化に的確に対応した企業価値向上のための取組みを推し進めてまいります。

当社の事業内容は、景気変動の影響を受けやすい新設住宅着工、公共工事関連に依拠する部分が多く見通しが大きく変動しやすいため、中期経営計画の公表は行っておりませんが、従来より、

ア) 効率的な生産体制の構築

イ) 物流効率化による配送コストの削減

ウ) 成長分野への営業強化と開発投資

を中心に中長期の施策を行ってきており、今後も「売上高経常利益率10%以上」を目標として、その確実な実現に向けて取り組んでまいります。

また、当社は、近時の経営環境を踏まえ、企業価値を向上させる施策の一つとして、住商メタレックス株式会社から、同社のリビング・ソリューション事業を承継することとし、2020年3月31日、当該事業を吸収分割により承継した前澤リビング・ソリューションズ株式会社の発行済株式の全部を取得いたしました。

今後も、当社は、M&Aや業務・資本提携も視野に入れつつ、更に企業価値を向上させる諸施策を実施してまいります。

4. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、経営の透明性を高め、コンプライアンス遵守の徹底を通じ、企業として広く社会からの信頼を確保していくことが、企業価値を持続的に向上させていくために必要不可欠と考えており、その中でも、コーポレート・ガバナンスの充実是最も重要な課題と認識しております。

このような認識の下、当社は、取締役の責任の明確化を図り、株主の皆様への信任を問う機会を増やすことを目的に、取締役の任期を1年としております。

また、取締役会の監督機能の強化を図るため、独立性の高い社外取締役を2名選任することに加え、監査機能の強化を図るため、独立性の高い社外監査役を2名選任するなど、内部統制システムの構築・推進、リスクマネジメント活動およびコンプライアンス推進活動の強化などの諸施策を実施しております。

当社は、今後も株主の皆様、お客様・お取引先様、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を一層高めるため、環境・安全・品質、法令・ルール遵守の徹底、社会貢献活動等の更なる充実・強化に努めてまいります。

II. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの内容

(1)本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を明らかに害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権の無償割当の方法（会社法第277条以下に規定されています。）により、当社取締役会が定める一定の日における株主に対して新株予約権を無償で割り当てるものです。本プラン全体の概要については、別紙1をご参照ください。

なお、新株予約権の無償割当の実施、不実施等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社取締役会から独立した独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重するとともに株主の皆様等に適時に情報開示を行う

ことにより透明性を確保することとしています。また、当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続を遵守した場合において、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると認めたとときは、本プランによる対抗措置の実施の是非について、必ず株主総会を招集し、株主の皆様意思を確認することといたします。なお、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）には、イ）大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、ロ）当社が本新株予約権の取得と引き換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様へ当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

(2)本プランの継続の手続 — 定時株主総会における承認

本プランの継続にあたり株主の皆様意思を適切に反映するため、本定時株主総会において、ご出席株主（議決権行使書により議決権行使を行う株主、インターネット等により議決権行使を行う株主および株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにより議決権行使を行う株主を含みます。以下同じ。）の皆様議決権の過半数の賛成をいただけることを条件とします。

(3)本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

①対象となる大量買付行為

当社は、以下のイ）もしくはロ）に該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置の発動を検討いたします。

イ）当社が発行者である株券等* 1について、保有者* 2の株券等保有割合* 3が20%以上となる買付け

ロ）当社が発行者である株券等* 4について、公開買付け* 5に係る株券等の株券等所有割合* 6およびその特別関係者* 7の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

* 1：金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等（有価証券とみなされる場合を含みます。）をいいます。以下において別段の定めがない限り同じとします。

* 2：金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者（同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めたる者を含みます。）。以下において別段の定めがない限り同じとします。）およびその共同保有者（同条第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当する

と認めた者を含みます。)。以下において別段の定めがない限り同じとします。)をいいます。以下において別段の定めがない限り同じとします。

- * 3：金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下において別段の定めがない限り同じとします。)も加算するものとします。以下において別段の定めがない限り同じとします。
- * 4：金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。②において同じとします。
- * 5：金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。以下において別段の定めがない限り同じとします。
- * 6：金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下において別段の定めがない限り同じとします。
- * 7：金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下において別段の定めがない限り同じとします。

各割合の算出にあたって、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

②意向表明書の提出

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約を含む、大量買付者に関する以下の事項等を日本語で記載した意向表明書を、当社取締役会に提出していただきます。なお、意向表明書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他大量買付者の存在を証明する書類(外国語の場合には、日本語訳を含みます。)を添付していただきます。

- a) 氏名または名称
- b) 住所または本店、事務所等の所在地
- c) 設立準拠法
- d) 代表者の氏名
- e) 日本国内における連絡先
- f) 提案する大量買付行為の概要

当社取締役会が、大量買付者が出現したことを認識した場合はその事実を、また、大量買付者から意向表明書を受領した場合はその受領の事実を、

株主の皆様等に、適用ある法令等および株式会社東京証券取引所の定める諸規則に従った適時かつ適切な情報開示（以下「情報開示」といいます。）を行います。

③大量買付者に対する情報提供の要求

当社取締役会は、上記意向表明書を受領した日の翌日より10日以内に、大量買付者に対して、当社取締役会が当該大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を記載した書面（以下「本必要情報リスト」といいます。）を交付し、大量買付者には、本必要情報リストの記載に従い、本必要情報を当社取締役会に日本語で記載した書面にて提出していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容および性質等に鑑み、株主の皆様が当社株式を継続保有するか否かを適切に判断するために必要な水準を超える本必要情報の提供の要求を行わないこととします。）。

当社取締役会は、本必要情報を受領した場合、速やかにこれを下記⑤に定める独立委員会に提供するものとします。

- a) 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、資本構成、業務内容、財務内容、および当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）
- b) 大量買付者およびそのグループが現に保有する当社株式の数、ならびに意向表明書提出日を含む前60日間における大量買付者の当社株式の取引状況
- c) 大量買付行為の目的、方法および内容（大量買付行為の対価の額および種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の適法性ならびに大量買付行為の実行の実現可能性等を含みます。）
- d) 大量買付行為の対価の額の算定根拠（算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容（そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。））ならびにその算定根拠等を含みます。）の概要
- e) 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- f) 大量買付行為の後の当社グループの経営方針、経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が存在しない100%の現金買収

の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。)

g) 大量買付行為の後における当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係るステークホルダーの処遇方針

h) 大量買付行為のために投下した資本の回収方針

また、当社取締役会は、大量買付者から提供された本必要情報では、当該大量買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報（以下「追加情報」といいます。）を大量買付者から提供していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容および性質等に鑑み、株主の皆様が当社株式を継続保有するか否かを適切に判断するために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。）。かかる追加情報提供の要求は、当社取締役会が大量買付者に対して本必要情報リストを交付した日の翌日より60日以内に行うこととします。

なお、当社取締役会は、本必要情報または追加情報を受領した場合はその受領の事実を、株主の皆様等に、情報開示を行います。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様のご判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様等に情報開示を行います。なお、当社は、公開買付けによる当社株券等の大量買付者に対しては、本必要情報および追加情報の提供を求めるほか、金融商品取引法第27条の10の規定に基づいて、「意見表明報告書」を通じて当該公開買付けに関する質問を行うことがあります。

④ 当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された本必要情報および追加情報が株主の皆様が当社の株式を継続保有するか否かを適切に判断するために必要な水準を満たしていると判断した場合は、その旨ならびに下記記載の取締役会評価期間の始期および終期を、直ちに大量買付者および独立委員会に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

また、当社取締役会が本必要情報および追加情報の提供を要請したにもかかわらず、大量買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合、当社取締役会が求める本必要情報および追加情報が全て揃わなくても、大量買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、取締役会による評価、検討等を開始する場合があります。

当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から、以下の(i)または(ii)の期間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）

として設定します。

- (i) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株券等を対象とする買付けの場合には60日以内
- (ii) その他の大量買付行為の場合には90日以内

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる理由を大量買付者等に通知するとともに、株主の皆様等に情報開示します。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者の助言を得ながら提供された本必要情報および追加情報を十分に評価・検討し、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、大量買付者に通知するとともに、株主の皆様等に情報開示を行います。また、当社取締役会は必要に応じて大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様等に代替案を提示することもあります。大量買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記⑧に定める不実施決定通知を受領した場合は、同通知を受領した日の翌営業日から大量買付行為を行うことが可能となります。

⑤独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手續が進行されているか否か、ならびに本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否か、については当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会規則（概要につきましては、別紙4をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置することといたします。

独立委員会は3名以上の委員より構成され、当社取締役会は委員を当社の社外取締役および社外監査役ならびに社外有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）の中から選任するものとします。

⑥対抗措置の発動の手續

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手續を経ることとします。

まず、当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会はこの諮問に基づき、当社の

企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から大量買付行為について慎重に評価・検討し、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者（当社が費用を負担することとします。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

当社取締役会は、当該判断を行った場合、当該判断の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、株主の皆様等に情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え大量買付者の提供する本必要情報および追加情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大量買付者および当該大量買付行為の具体的内容ならびに当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討した上で、対抗措置の発動の是非を取締役会評価期間の終了時まで判断するものとします。

⑦対抗措置の発動の条件

イ) 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行った場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行った場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保または向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

ロ) 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報および追加情報ならびにそれらに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、取締役

会評価期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な対抗措置を実施するか否かを株主の皆様へ問うべく株主総会を招集することとします。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

- (a) 高値買取要求を狙う買付け等である場合
- (b) 高度な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買付け等である場合
- (c) 会社の資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買付け等である場合
- (d) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買付け等である場合
- (e) 最初の買付けで全株式の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、或いは明確にしないで公開買付けを行うなど、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがある買付け等である場合

当社取締役会は、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると認め、対抗措置を実施するか否かを株主の皆様へ問うべく株主総会を招集すべき旨の取締役会決議を行った場合には、本プランによる対抗措置の実施についての承認を議案とする株主総会の招集手続を速やかに実施するものとします。

⑧当社取締役会による対抗措置の実施・不実施に関する決定

当社取締役会は、上記⑦－イ) またはロ) のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の実施または不実施に関する決定を行います。

また、上記⑦－ロ) に基づき当社取締役会が株主総会の招集手続を実施した場合には、当社取締役会は、かかる手続によって実施された株主総会の決議に従い、対抗措置の実施または不実施に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の実施または不実施の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要そのほか当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知(以下、不実施の決定に係る通知を「不実施決定通知」といいます。)し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。大量買付者は、取締役会評価期間経過後または当社取締役会から不実施決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

なお、株主総会の招集を行うにあたり、当社取締役会は、本必要情報および追加情報の概要、意向表明書に関する当社取締役会の意見および独立委員会の勧告等の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

また、株主総会開催の前提として、当社取締役会は、大量買付者から十分な情報を受領後速やかに、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「承認総会議決権基準日」といいます。）を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。当該株主総会において議決権を行使することのできる株主は、承認総会議決権基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主とします。

当該株主総会の議決は、ご出席株主の皆様の議決権の過半数によって決するものとします。当該株主総会の結果は、その議決後速やかに開示するものとします。

なお、当該株主総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不実施の決定を行った場合には、当社は当該株主総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

⑨当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を実施すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に関する条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には改めて独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の実施または中止に関する決定を行うことができます。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

(4)本新株予約権無償割当の概要

当社取締役会は本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙2「前澤給装工業株式会社 新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当を行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当を決議する当社取締役会において定める一定の日（以下、「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿に記載された株主の皆様（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は金1円とし、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係わる新株予約権者（以下、「本新株予約権者」といいます。）に対して当社普通株式1株が交付されます。

ただし、大量買付者およびその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとしします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で大量買付者およびその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式1株と引き換えに本新株予約権1個を取得することができます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

なお、本新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認が必要です。

本新株予約権の無償割当のほか、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗措置を發動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を実施した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

(5)本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、2020年6月25日から3年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとしします。すなわち本プランは、長くとも3年に1度、定時株主総会において、または臨時の株主総会において、株主の皆様のご判断で、変更または廃止させることが可能です。さらに、当社の取締役任期は1年となりますので、毎年、定時株主総会で選任される取締役が取締役会にて本プランの廃止を決定することもできます。従いまして、本プランは、株主の皆様のご判断で、毎年の取締役選任手続を通じて、本プランを間接的に廃止させることも可能となっております。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、定時株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を得た上で、本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。

なお、本プランは2020年5月26日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ本プランの基本的考え方に反しない範囲で、本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変

更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

また、上記に定める有効期間の満了以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの継続、または新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

2. 本プランの合理性

(1)買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、また株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係わる諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは2008年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容、および、東京証券取引所が2015年6月1日より適用している「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5 いわゆる買収防衛策」の内容も勘案しております。

(2)企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること

本プランは、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、株主の皆様が当社株式を継続保有するか否かを適切に判断するために、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な時間や情報を確保すること、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保または向上することを目的として導入されるものです。

(3)株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、本定時株主総会において本プランに関する株主の皆様のご意思を問うことにより、株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランは継続だけでなく廃止についても、株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

また、上記1.(3)⑦および⑧記載のとおり、当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続を遵守した場合において、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると認めたときは、本プランによる対抗措置の実施の是非について、必ず株主総会を招集し、株主の皆様のご意思を確認することとしております。

それ以外の場合でも、本プランは、本プランに基づく対抗措置の実施または不実施の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。従って、当該発動条件に従った対抗措置の実施は、株主の皆様のご意思が反映されたものとなります。

(4)独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、上記1.(3)⑤記載のとおり、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は当社の社外取締役および社外監査役ならびに社外有識者により構成されます。

本プランにおける対抗措置の発動にあたっては、上記1.(3)⑥記載のとおり、独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様等に情報開示を行うこととされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の実現に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5)合理的な客観的要件の設定

本プランは、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する仕組みを確保しております。

(6)第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、大量買付者が出現した場合、当社取締役会および独立委員会が、当社の費用で、独立した第三者の助言を得ることができることとされています。これにより、当社取締役会および独立委員会による判断の公正性および客観性がより強く担保される仕組みが確保されています。

(7)デッド・ハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができることとしており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない、いわゆるデッド・ハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は取締役任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、その発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスロー・ハンド型買収防衛策でもありません。

3. 株主の皆様等に与える影響

(1)本プランの継続にあたって株主および投資家の皆様にご与える影響等

本プランが継続される時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じるこ

とはありません。なお、本プランは、株式に対する大量買付行為がなされた際に、株主の皆様が当社株式を継続保有するか否かを適切に判断するために、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な時間や情報を確保すること、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保または向上することを目的として導入されるものです。これにより株主の皆様は、大量買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか、大量買付行為に応ずるか否かについて適切に判断することが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、本プランは、株主の皆様が適切な判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様は利益に資するものであると考えております。

なお、上記1.(3)⑦記載のとおり、大量買付者が本プランに定める手続を遵守するか否か等により大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

(2)本新株予約権無償割当の実施により株主および投資家の皆様にご与える影響

本新株予約権は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当の決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関しては希釈化は生じません。もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価格相当の金銭の払い込みをせずに当社株式を受領することとなり、その保有する株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当を中止し、または、無償割当された本新株予約権を無償取得する場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3)本新株予約権の無償割当の実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主および投資家の皆様にご与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては、差別的条項が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大量買付者およびその関係者の法的

権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者およびその関係者以外の株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定していません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果、株主の皆様が当社株式が交付される場合には、株主の皆様が口座に当社株式の記録が行われるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意下さい。

(4)本新株予約権無償割当に伴って株主の皆様に必要な手続

①本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための口座等の必要情報、ならびに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるもの）その他の本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。

本新株予約権の無償割当後、株主の皆様が行使期間中に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個当たり金1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株の当社普通株式が交付されることになります。なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等を開設していただく必要がある点にご注意下さい。

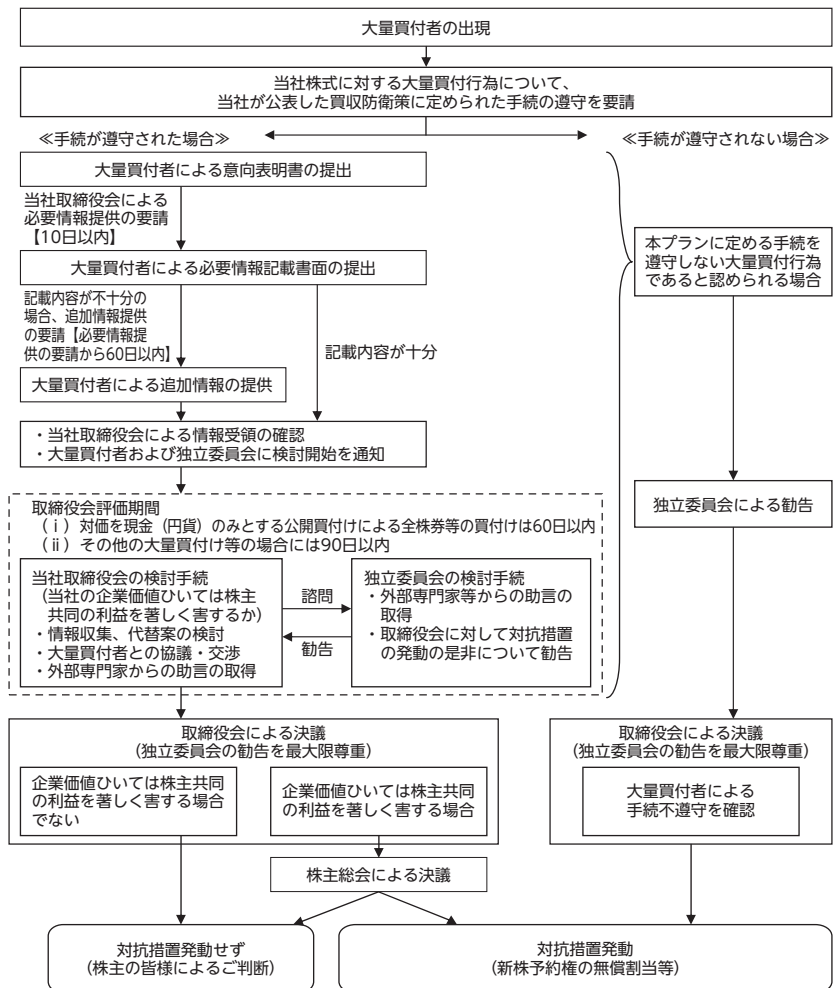
②当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権取得と引き換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が本新株予約権の要項に従い行使が禁じられている大量買付者およびその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法および当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当の実施が決定された後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

以上

(別紙1) 本プランの概要図



(注) 本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照下さい。

(別紙2) 前澤給装工業株式会社 新株予約権の要項

I. 新株予約権無償割当に関する事項の決定

1. 新株予約権の内容および数

下記Ⅱに記載の事項を含む内容の新株予約権（以下、個別にまたは総称して「新株予約権」という。）の無償割当決議（以下、「新株予約権無償割当決議」という。）において当社取締役会が定める一定の日（以下、「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数の新株予約権を割り当てる。

2. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（ただし、同時点において当社の保有する当社株式を除く。）1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

3. 新株予約権の無償割当の効力発生日

新株予約権無償割当決議において当社取締役会が定める。

II. 新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、1株とする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1)新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記(2)に定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。

(2)新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額（以下、「行使価額」という。）は、金1円とする。

3. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当決議において当社取締役会が定める日を初日とし、新株予約権無償割当決議において当社取締役会が定める期間とする。ただし、下記7-(2)の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得を通知または公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。

4. 新株予約権の行使の条件

(1)①特定大量保有者、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤上記①ないし④に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、⑥上記①ないし⑤に該当する者の関連者は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- a. 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下、別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれるものを含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。
- b. 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者を指し、同条第6項に基づき共同保有者とみなされるものを含む（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）。
- c. 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。）によって、当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下、本c.において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%以上となる者をいう。
- d. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- e. ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条に定義される。）をいう。

- (2)上記(1)にかかわらず、下記の①ないし④の各号に該当する者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとする。
- ①当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）または当社の関連会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）
 - ②当社を支配する意図がなく上記(1)－a.の特定大量保有者に該当することになったものである旨当社取締役会が認めた者であって、かつ上記(1)－a.の特定大量保有者に該当することになった後10日間（ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記(1)－a.の特定大量保有者に該当しなくなった者
 - ③当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記(1)－a.の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
 - ④その者が当社の株券等を取得し保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（上記(1)－a.ないしd.に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）
- (3)新株予約権は、当社に対し、自らが上記(1)記載のa.ないしd.のいずれにも該当せず、かつ、上記(1)－a.ないしd.に該当するものために行使しようとしている者ではないこと、および新株予約権の行使条件を充足していること等の表明保証条項、補償条項その他当社が定める事項に関する誓約文言ならびに行使に係る新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除く。）等の必要事項を記載した書面ならびに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

- (4)新株予約権を有する者が本4項の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金は、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額とし、資本準備金は増加しないものとする。
6. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
7. 当社による新株予約権の取得
- (1)当社は、上記3項に規定する新株予約権の行使期間開始日前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会の定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- (2)当社は、当社取締役会が定める日の到来日をもって、上記4-(1)の規定により新株予約権を行使することができない者以外の者が有する新株予約権のうち、当該取締役会の定める前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。
8. 合併、会社分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付およびその条件
新株予約権無償割当決議において当社取締役会が決定する。
9. 新株予約権証券の発行
新株予約権については新株予約権証券を発行しない。
10. 法令の改正等による修正
上記で引用する法令の規定は、2020年5月26日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以上

(別紙3)

独立委員会 委員の氏名および略歴

菅納 敏恭 (かんの としやす)

【略歴】

1950年 3月 生まれ
1981年 9月 税理士登録
1986年 2月 菅納会計事務所 代表 (現任)
1999年 6月 東京税理士会 常務理事
2007年 7月 国税不服審判所 審判官
2013年 6月 東京税理士会 副会長
2013年 7月 日本税理士会連合会 常務理事
2015年 6月 当社社外監査役 (現任)

吉川 彰宏 (よしかわ あきひろ)

【略歴】

1953年 7月 生まれ
1981年 4月 東京都豊島区入職
2008年 4月 同区子ども家庭部長
2010年 4月 同区政策経営部長
2014年 4月 帝京平成大学現代ライフ学部経営マネージメント
学科 教授
2018年 6月 当社社外取締役 (現任)

飯島 康夫 (いいじま やすお)

【略歴】

1968年 6月 生まれ
2000年 4月 弁護士登録
2000年 4月 紀尾井町法律事務所弁護士 (現任)
2015年 4月 第二東京弁護士会副会長
2015年 6月 パルシステム生活協同組合連合会会員外監事 (非常
勤) (現任)

上記3氏と当社との間に取引関係および特別の利害関係はありません。

当社は、菅納敏恭および吉川彰宏の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、吉川彰宏氏につきましては、第2号議案「取締役8名選任の件」における社外取締役候補者であり、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、飯島康夫氏につきましても同議案における社外取締役候補者であり、同取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしているため、選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

以上

(別紙4)

独立委員会規則の概要

第1条 当社は、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策、以下、「本プラン」という。）の導入に伴い、独立委員会を設置する。独立委員会は、取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗措置の実施または不実施に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性および中立性の確保に資することを目的とする。

第2条 独立委員会の委員は3名以上とし、当社の社外取締役および社外監査役ならびに以下の条件を満たした者（以下、「社外有識者」という。）の中から選任する。ただし、社外取締役、社外監査役および社外有識者が、常時少なくとも1名ずつ就任していなければならない。選任された委員は、就任にあたり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社の間で締結する。

- ① 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下、併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下、本条において同じ。）または監査役（社外監査役は除く。以下、本条において同じ。）等となったことがない者
- ② 現在または過去における当社等の取締役または監査役の一定範囲の親族でない者
- ③ 当社等との取引先でなく、当社等との間に特別の利害関係のない者
- ④ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者）

2. 委員の選任および解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。

第3条 独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議の上決定し、その決議の内容を理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、会社法上の機関として決議を行うにあたり、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。各委員および当社各取締役は、かかる決議にあたっては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否か

の観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- ① 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
- ② 買付提案の内容が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するか否かの決定、ならびに対抗措置の実施または不実施

- ③ 対抗措置の中止

- ④ ①ないし③のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項

- ⑤ 本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項

- ⑥ 取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

第4条 独立委員会の決議は、原則として委員の3分の2以上が出席し、出席委員の過半数をもって行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもってこれを行うことができる。

第5条 独立委員会は、当社の費用で、独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

第6条 各委員の任期は、本プランの有効期間に準ずるものとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

第7条 取締役会は、その決議により、独立委員会を招集することができる。

第8条 取締役会は、独立委員会が審議を行うにあたって必要であると認める場合には、取締役1名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。

第9条 独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由およびその根拠を説明しなければならない。

以上

(別紙5)

大株主の状況等 (2020年3月31日現在)

1. 大株主の状況

氏名または名称	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
前澤工業株式会社	624	5.53
前澤化成工業株式会社	624	5.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	612	5.43
株式会社りそな銀行	420	3.72
株式会社三井住友銀行	420	3.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	366	3.25
日本生命保険相互会社	366	3.24
重田 康光	336	2.99
前澤給装工業従業員持株会	335	2.98
第一生命保険株式会社	288	2.55
計	4,393	38.95

(注1) 上記のほかに、当社は自己株式718,544株を保有しております。

(注2) 持株比率は、発行済株式の総数(12,000,000株)から自己株式数を除いた株式数(11,281,456株)を基準に算出しております。

2. 所有者別状況

	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府および地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	22	15	75	78	2	7,055	7,247	—
所有株式数 (単元)	—	33,485	328	29,330	14,520	6	42,303	119,972	2,800
所有株式数の割合 (%)	—	27.91	0.27	24.45	12.10	0.01	35.26	100.00	—

(注) 自己株式718,544株は「個人その他」に7,185単元および「単元未満株式の状況」に44株含めて記載しております。

以上

メ 毛

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice, spaced evenly down the page.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号 TEL 03-3409-8181
アイビーホール青学会館 3階 ナルド

交通 (地下鉄)

●銀座線・半蔵門線・千代田線 - 表参道駅下車 (B3またはB1出口より
徒歩約5分~6分)
(都営バス)

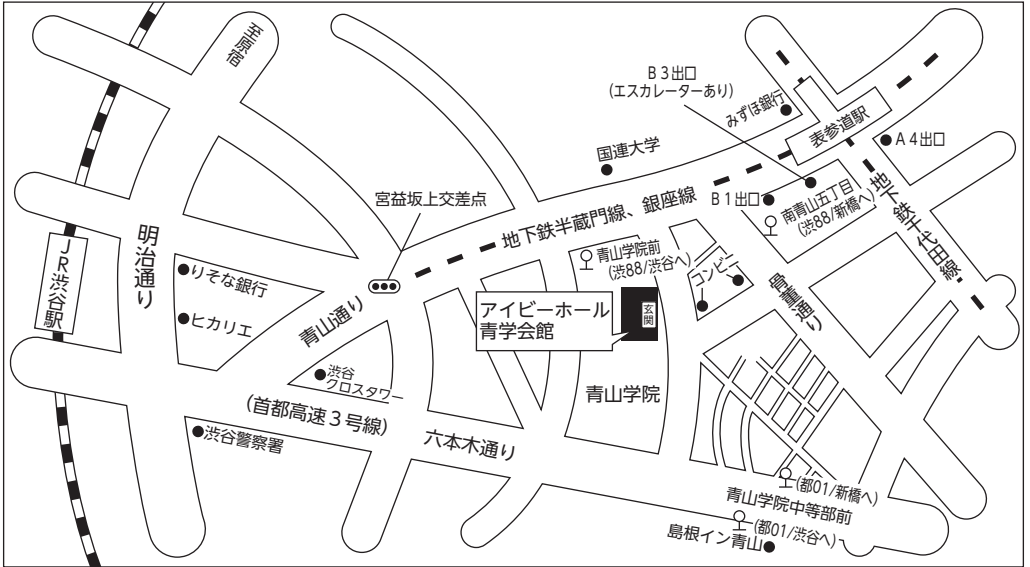
●渋谷駅前⇒新橋駅前行き (渋88系統) 南青山五丁目下車 (徒歩約3分)

●新橋駅前⇒渋谷駅前行き (渋88系統) 青山学院前下車 (徒歩約3分)

●渋谷駅前⇒新橋駅前行き (都01系統) 青山学院中等部前下車 (徒歩約6分)

●新橋駅前⇒渋谷駅前行き (都01系統) 青山学院中等部前下車 (徒歩約8分)

※ (渋88系統) のバスは、時間帯によって運行本数が少ない場合がございますので、ご注意ください。



- ご来場の株主様へのお土産の配布は取りやめさせていただきますのでご了承します。
- 駐車場のご用意はございませんので、お車・バイクでのご来場はご遠慮ください。
- 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<http://www.qso.co.jp/>) にてお知らせいたします。